

資料 法人企業統計調査の変遷と概要

I. はじめに

本号の各論文において分析の対象となった法人企業統計調査について、これまでの変遷と現調査の概要を資料としてまとめた。なお、法人企業統計調査は、「年次別法人企業統計調査」(以下「年次別調査」という。)と「四半期別法人

企業統計調査」(以下「四半期別調査」という。)があり、本号の各論文では、長期的な日本企業の行動を把握するという観点から年次別調査を利用しているが、本資料編では両調査の変遷と概要についてまとめた。

II. 法人企業統計調査の変遷

II-1. 調査の開始と初期の調査

第2次大戦直後、大蔵省(現財務省)は、戦後経済の復興を図るべく、会社利益配当等臨時措置法、制限会社令、過度経済力集中排除法、企業再建整備法、資産再評価法等の企画立案、運営を行う上で、法人企業の財務並びに営業に関する諸資料を入手する必要がある。

このため、大蔵省では、当時の商工省(現経済産業省)が以前より実施していた「会社統計」を引き継ぎ、新たな構想のもとに調査項目を整備し、1948年から「法人企業統計調査」として実施した。当初この調査は、調査時点を12月末とし、その時点における資産、負債及び資本並びにその時点までの過去1年間の損益状況を調査していたが、50年からは、12月末までの1年間に決算を行った法人の計数を調査することとなった。また、60年からは調査を年度(4月から翌年3月まで)で行うこととし、4月から9月までに決算を行った法人を上期の調査対象、10月から翌年3月までに決算を行った法人を下

期の調査対象とする年次別調査として実施し、現在に至っている。なお、この調査結果は「法人企業統計年報」として公表している。

一方、大蔵省では、経済安定本部が46年から四半期ごとに日本銀行に委託していた「事業会社資金実績調査」を引き継ぎ、調査項目等を整備し、四半期別調査として、50年から実施した。50年は試験調査として資本金200万円未満の法人も調査したが、51年以降は資本金200万円以上を調査対象とした。この調査結果は「法人企業統計季報」として公表している。

なお、法人企業統計調査は当初、大蔵省大臣官房調査部で行われていたが、その後、変遷を経て財政金融研究所(現財務総合政策研究所)に調査統計部を設置(90年7月1日)し、同部調査統計課において所掌することとなった。

なお、法人企業統計調査に関する主要年表は表1のとおり。

II-2. 指定統計¹⁾となるまで

法人企業統計調査は、統計報告調整法（52年法律第148号）に基づき行政管理庁長官（現総務大臣）の承認を得て実施する承認統計であったが、69年5月、企業統計の体系的整備を図る必要から、行政管理庁長官は統計審議会（行政管理庁、現総務省の審議会）に対し、「企業統計の整備について」の諮問を行い、その中で法人企業統計調査の在り方について検討を求めた。統計審議会は、7か月にわたる審議を行った結果、同年12月、法人企業統計調査を統計法に基づく指定統計とすることが適当であるとの答申を行い、併せて、①回収率の向上、②法人数の的確な把握、③兼業状況の調査、④未回収標本に対する補完調査、⑤標本替えに伴う時系列の「断層」などの事項について改善すべき旨を指摘した。

このため、大蔵省は上記事項への対応策を検討した結果、各事項について、次のような措置を講ずることとした。

- ①低階層法人の調査票記入を容易にするための「記入要領」を作成することにより記入者の負担を軽減し、回収率の向上を図る。
- ②資本金5,000万円以上の法人について法人名簿を作成し、その整備を行うことにより、法人数を的確に把握する。
- ③調査票の様式を改正し、業種別売上高を調査する。
- ④年次別調査の未回収法人に対する補完調査を実施する。
- ⑤四半期別調査の期首数値を集計、公表する。

その後、所定の手続きを進め、70年6月に指定統計第110号の指定を受け、次いで同年同月、

統計法第7条に基づき法人企業統計調査要綱について行政管理庁の承認を得るとともに、法人企業統計調査規則（70年大蔵省令第48号）を制定した。これにより、年次別調査は70年度上期から、四半期別調査は70年度第1四半期から指定統計として実施されることとなった。また、本土への復帰以降承認統計として実施されていた沖縄県分については、74年度から指定統計として実施された。

II-3. 指定統計化以後

II-3-1. 73年度の改正

70年代における我が国の産業構造の著しい変化を反映し、調査結果の公表の早期化、業種の細分化及び調査項目の追加等の要請が各方面から更に強まった。73年5月、行政管理庁長官は統計審議会に対し、「法人企業統計調査の改正について」諮問を行い、審議を経たうえ、73年度から75年度にかけて3次にわたる改正を行った。

- (1) 第1次改正（73年6月の統計審議会の答申を得て、73年度調査から実施）
 - a. 四半期別調査の調査対象を資本金200万円以上から1,000万円以上の法人に切り上げた²⁾。これにより零細企業が調査対象外となり調査票の回収率は向上した。
 - b. 四半期別調査に有価証券勘定項目を追加した。これにより、流動資産の内訳をより具体的にとらえることができることとなった
- (2) 第2次改正（74年10月の統計審議会の答申を得て、75年度調査から実施）
 - a. 製造業、サービス業等の業種を細分するとともに、年次別調査と四半期別調査の業種分

1) 指定統計とは、政府、地方公共団体が作成する統計またはその他のものに委託して作成する統計のうち、総務大臣が指定し、その旨を公示した統計をいい、これまでに、国勢調査、事業所・企業統計等をはじめ119の統計（そのうち現在も調査が行われているのは約60）が指定されている。統計法では、指定統計の申告者に対して申告義務を課すとともに、調査実施者に対しては申告内容の守秘義務、結果の早期公表義務を課している。

2) 統計審議会では、調査対象法人の資本金切上げについては、国民所得の推計上支障があるのではないかとの意見も出されたが、法人数が増加する一方、調査に従事する職員が年々減少している等の客観情勢を考慮すると、多少の精度低下はやむを得ないとの結論となった。

類を統一した。これにより年次別調査と四半期別調査の業種対比が可能となった。この時期以降、調査対象業種分類の大きな変更は行われていない。なお、年次別調査の業種分類の変遷は表2のとおり。

- b. 四半期別調査の調査項目を一部改めた。利用者からの要望が強かった調査項目を追加（負債性引当金、資本準備金、利益準備金等の新設、有価証券勘定項目の細分化）したことから、法人企業の動向（損益状況、資金の調達方法等）をより具体的に把握することが可能となった。なお、調査項目が増加したことから、記入者の負担軽減と利便に資するため「記入例」を作成するとともに、「記入要領」の冊子化を図った。
 - c. 抽出率を変更し、推計方法を一部改めた。70年代には、法人企業の資本金分布も大きく変わった。そこで、現実には即した資本金分布による標本抽出を行うために抽出率を変更し、併せて推計方法を改めた。
- (3) 第3次改正（75年5月の統計審議会の答申を得て、75年度調査から実施）
- a. 年次別調査の調査項目を一部改めた。第2次改正での四半期別調査の改正に準じて年次別調査の調査項目を追加し、併せて「記入例」を作成するとともに、「記入要領」の冊子化を図った。この時期以降、調査項目の大きな変更は行われていない。なお、年次別調査の調査項目の変遷は表3のとおり。
 - b. 年次別調査の調査票の提出期限を変更した。商法の一部改正及び記入者の負担軽減に対処するため、調査票の提出期限を20日間延長した。

II-3-2. 82年度の改正

前回の改正から約10年が経過し、この間に企業活動の多様化、複雑化が更に進展するとともに、調査対象法人数は年ごとに増加してきた。これに対し、調査担当職員は減少傾向にあり、1人当たりの処理件数も著しく増加したことから、調査票の早期回収が困難となり、統計精度

の維持も危ぶまれる状態となった。一方、調査対象法人においても経営の合理化のために、経理部門の縮小傾向が強まり、記入者の負担感が強まった。これらの問題に対処するため、81年に入って、①標本設計を見直し、現行の精度を維持しつつ抽出法人数の減少を図る、②四半期別調査の調査項目を増設する、③記入者負担の軽減、迅速な調査実施のため、四半期別調査の対象法人の資本金を引き上げる、④資料の早期配付を図る、などの検討が行われた。このため、上記事項への対応策を検討した結果、各事項について、次のような措置を講ずることとした。

- ① 標本設計の変更等（82年7月の統計審議会調査技術開発部会において審議、了承され、83年度調査から実施）

標本の抽出方法は「法人企業統計調査要綱」で定められているが、従来、資本金階層ごとに一定の抽出比を用いて抽出していたため、法人総数が増加すると抽出法人数も増加することとなっていた。しかし今回の改正では、等確率系統抽出及び確率比例抽出といった抽出方法は変わらないものの、標本法人数は年次別調査では2万4千社程度、四半期別調査では1万8千社程度に抑えることとなった（その後の法人総数の増加から現在はそれぞれ3万社、2万5千社程度となっている）。なお、調査の精度について、文部省統計数理研究所（現文部科学省統計数理研究所）に分析を依頼したところ、上記のような定数抽出に変更してもその精度はほぼ一定に保たれるとの結果が得られた。

また、資本金階層については法人数の多い1,000万円以上5,000万円未満を1,000万円以上2,000万円未満及び2,000万円以上5,000万円未満の2層に分離した。併せて、従来、各層の業種別の最低標本数は30社とされていたが、資本金1,000万円以上の法人については最低標本数を50社に引き上げ、法人数の少ない業種の精度向上を図るとともに、法人数の多い業種への過度の標本割当の抑制を図った。

- ② 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の一部改正に伴い、調査項目の

所要の改正を行うとともに、四半期別調査の調査項目を増設（受取利息等）した。

- ③ 調査対象を資本金1億円以上の階層にした
いとの見もあったが、ユーザーからの強い要望と中小企業の動向をも把握する必要があることなどから、現行どおり資本金1,000万円以上の法人を調査対象とすることとなった。
- ④ 「新聞発表」及び「法人企業統計季報」については実施済みであるため、年次別調査の「財政金融統計月報」への掲載を従来の11月号から10月号に繰り上げた（94年度からは8月号に繰り上げ）。

II-3-3. 95年度の改正

「商法等の一部を改正する法律」（90年6月29日公布、91年4月1日施行）により、会社を設立する場合、株式会社については1千万円、有限会社については3百万円の最低資本金が必要となった。また、既存の会社で最低資本金未満のものについては96年3月末（大阪府、兵庫県は97年3月末）まで適用猶予期間が設けられ、その間に増資または組織形態の変更を求められることとなった。

上記改正の影響から、有限会社については資本金3百万円未満の法人が減少する一方、3百万円以上の法人が大幅に増加し、株式会社についても1千万円未満の法人が減少する一方、1千万円以上の法人が大幅に増加した。

こうした事態に対処するため、93年11月に大蔵省内に有識者で構成する「法人企業統計研究会」を設置し、対応策を検討してきた結果、当面、次のような措置が必要であるとの結論に達した。

(1) 資本金階層区分の変更

株式会社、有限会社の最低資本金額を含む階層について、標本抽出、集計及び推計を行う資本金区分を以下のように細分し、精度の向上を図った。

- a. 資本金2百万円以上5百万円未満として標本抽出、集計及び推計を行っている階層については、有限会社の最低資本金額である3百

万円で細分し、2百万円以上3百万円未満及び3百万円以上5百万円未満の2階層に変更した。

- b. 資本金1千万円以上2千万円未満及び2千万円以上5千万円未満の2階層に分けて標本抽出を行う一方、1千万円以上5千万円未満として集計及び推計を行っていた階層については、標本抽出、集計及び推計について1千万円以上2千万円未満及び2千万円以上5千万円未満の2階層に分けて行うこととした。

(2) 資本金階層別標本法人数の変更

上記資本金階層の細分に対応するため、以下のように資本金階層別標本数を変更した。

- a. 今後も法人数の減少が見込まれる資本金2百万円以上3百万円未満の階層については、標本数を約1千社とし、法人数の増加が見込まれる3百万円以上5百万円未満の階層については、約2千社とした（従来は、2百万円以上5百万円未満で約2千社）。
- b. 資本金1千万円以上2千万円未満の階層（標本数約3千社）については、今後も法人数の増加が見込まれることから標本数を約4千社に拡大した。
- c. 確率比例抽出を行っている資本金1億円以上10億円未満の階層については、法人数の増加に伴い標本数が大幅に増加していることから、抽出間隔を拡大（累計資本金額を5億円から6億円に引き上げ）し、標本数の増加を抑制した。

この標本設計の変更により、現行の資本金階層区分及び標本数は表4のとおりとなった。なお、年次別調査の標本抽出方法の変遷は表5のとおり。

II-3-4. 2001年度の改正

コンピュータ・ソフトウェアに関する会計基準が新たに設定されたことを受け、98年11月に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（大蔵省令第135号）の改正により、ソフトウェアが無形固定資産に属するものとして会計上の勘定科目に計上されることとなった。

上記の状況を踏まえ、法人企業統計調査においても、急速に進展しつつある企業の情報化投資（IT 関連投資）が、日本のマクロ経済に与える影響をよりの確に把握することの重要性に鑑み、コンピュータ・ソフトウェアの取得額を把握するために、調査事項を変更することとした。法人企業統計調査の改正については、統計法施行令第1条の3に基づき、統計審議会において、諮問第274号として諮問に付され、企業統計部会において審議の結果、2001年7月13日に、統計審議会から改正については適当であると認める旨の答申を得た。

そこで、「法人企業統計調査規則」（70年6月10日、大蔵省令第48号）の改正作業を進め、2001年9月6日、「法人企業統計調査規則の一部を改正する省令」が公布され、同日施行された。改正の内容は、次のとおりである。

(1) 調査事項の変更

- a. 年次別調査票中の「無形固定資産」の区分を「ソフトウェアを除く無形固定資産」と「ソフトウェア」に分割した。
- b. 四半期別調査票中の「無形固定資産」の「新設額」に、ソフトウェア新設額の記入を求めた。

(2) 調査事項変更の時期

年次別調査については、2001年度上期調査（2002年1月実施）から、四半期別調査については、2001年7～9月期調査（2001年11月実施）から実施した。

II-3-5. 会計基準等変更に伴う法人企業統計記入内容変更状況調査の実施

1996年11月の金融システム改革に関する総理指示（96. 11. 11「我が国金融システムの改革」）を踏まえ、会計基準・ディスクロージャーの制度の見直しが進められている。この一連の会計基準等の変更は会計ビッグバンと称されるように、その内容はこれまでにない大幅な変更となっており、法人企業統計で調査している項目の計数にも大きな変更を生じさせる。法人企業統計が、各般の景気動向や企業経営分析の基礎資料に供されていることを踏まえると、企業の会計基準等変更の実態を調査の上、このような「特殊要因」に起因する計数を提供し、ユーザーの諸分析の際の参考資料に供する必要があるとみられる。

このため、こうした影響を調査するため、99年度より、毎年、総務省の承認を受け、各年度の年次別調査の標本企業を対象として標記調査を実施している。

これまでの各年度の調査項目は以下のとおり。

- ・1999年度調査・・事業税の表示区分変更，税効果会計
- ・2000年度調査・・事業税の表示区分変更，税効果会計，退職給付会計，事業用土地の再評価，金融商品の時価評価，ソフトウェアの新規取得
- ・2001年度調査・・退職給付会計，金融商品の時価評価，事業用土地の再評価

III. 法人企業統計調査の概要

III-1. 調査対象，調査時期等

法人企業統計調査は、我が国における法人（本調査においては、本邦に本店を有する合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。ただし、日本標準産業分類に掲げる金融・保険業を

営むものを除く。）の企業活動の実態を明らかにするとともに、法人を対象とする各種統計調査のための基礎となる法人名簿を整備することを目的としている。法人の企業活動を総合的に把握する統計調査としては、対象法人の範囲の

広さ、標本数の多さ等において、他に例をみないものである。

また、その調査結果については、企業経営分析の資料としてだけでなく、景気判断、国民経済計算の推計のための主要な資料として広く利用されている。

なお、調査の概要は表6のとおり。

Ⅲ-1-1. 年次別調査

年次別調査は、金融・保険業を除くすべての営利法人を調査対象とし、4月1日から翌年3月31日までの1年間を上期(4月から9月まで)及び下期(10月から翌年3月まで)に区分し、各期中に決算期の到来した標本法人の確定決算計数について、上期は1月に、下期は7月に調査を行っている。

Ⅲ-1-2. 四半期別調査

四半期別調査は、金融・保険業を除く資本金1,000万円以上の営利法人を調査対象とし、4～6月期、7～9月期、10～12月期及び1～3月期における標本法人の仮決算に基づく計数について、それぞれ8月、11月、2月及び5月に調査を行っている。

Ⅲ-2. 調査の方法

当調査は、標本調査であり、調査にあたっては、母集団から無作為抽出により標本法人を選定(標本抽出)し、当該標本法人に対して全国の財務局及び財務事務所等を通じて調査票を郵送し、法人の自計記入・申告により調査票を回収・集計し、これを母集団に拡大して推計値を算出する推計方法をとっている。

また、当調査の基礎となる法人名簿についても整備(法人管理)を行っている。標本抽出、推計、法人管理の概要は次のとおりである。

Ⅲ-2-1. 標本抽出

(1)母集団については、資本金1億円以上の法人は、当調査における法人管理の業務に基づき常時整備している法人名簿により把握する。

また、資本金1億円未満の法人については、その他の財務省内部資料を利用している。

(2)母集団の分類については、資本金階層区分(前掲表4)及び日本標準産業分類に基づいて定めた37種類の当調査用業種別に層化分類する(層化分類された1単位をセルという)。

(3)資本金階層別及び業種別に層化分類された各セルから、次の方法により標本法人を抽出する。

a. 資本金1億円未満の各階層は等確率系統抽出(各規模ごとに算出した一定間隔で法人を抽出する。)とする。

b. 資本金1億円以上10億円未満の法人は資本金による確率比例抽出(資本金を順次集計し、合計額が一定額に達したとき当該法人を抽出する。従って、資本金が一定額以上の法人は全数抽出される。なお、一定額は6億円とする。)とする。

c. 資本金10億円以上の法人は全数抽出とする。

(4)標本抽出においては、以下のような点に留意している。

a. 資本金1億円未満の法人については、調査票作成にかかる法人の負担を軽減するため、年次別調査と四半期別調査の標本法人が重複しないように抽出する。また、連続して標本法人として抽出される(連年対象)ことを避けるため、抽出に先立って前年度の標本法人のチェックを行っている。

b. 統計精度の維持向上を図るため、各セル内の最低標本数を資本金1,000万円未満の階層で30社、資本金1,000万円以上1億円未満の階層で50社としている。このため、資本金1,000万円未満の階層(年次別調査のみ対象)で母集団法人数が60社未満(30社×2年)、資本金1,000万円以上1億円未満の階層(年次別及び四半期別調査対象)で母集団法人数が200社未満(50社×2調査×2年)のセルの場合は、連年対象となることがある。なお、資本金1億円以上の階層における連年対象の回避は考慮されな

い。

- (5)標本の抽出は、対象法人の把握時点の相違(資本金1億円未満の階層：調査実施年度の前年10月末、1億円以上の階層：調査実施年の3月末)から、資本金1億円未満の階層は前年12月、1億円以上の階層は同年4月に行い、標本法人は調査対象年度中1年間使用する。

Ⅲ－２－２．推計値の算出

財務局及び財務事務所等が回収・審査し、本省に送付された調査票は、再度内容審査のうえ電算機入力を行う。推計値は、各調査(年次別調査の上期調査を除く。)月の回収期限迄に電算機入力・蓄積された調査票から、次の方法により算出する。

(1)資本金1億円未満の各階層

入力データについて各調査項目の集計値を算出する。この集計値から、入力された1社あたりの平均値を求め、これに対象法人数(母集団法人数)を乗じて拡大したものを推計値とする。

(2)資本金1億円以上6億円未満の階層

入力データ1社ごとに、各調査項目の資本金に対する比率を求め集計する。この集計値から、入力された1社平均の比率を算出し、これに対象法人の資本金合計額を乗じて拡大したものを推計値とする。

(3)資本金6億円以上10億円未満の階層

資本金6億円以上の法人は全社が調査の対象となるので、集計値が推計値となる。ただし、未回収法人があった場合は、資本金順位で当該法人の前後各10社の各調査項目の対資本金比率の平均値に、当該法人の資本金を乗じて計数を算出する。

(4)資本金10億円以上の階層

資本金10億円以上の法人は全社が調査の対象となり、さらに全数回収しているため、集計値が推計値となる。ただし、未回収法人があった場合は、(3)と同様の算出方法をとる。

Ⅲ－２－３．法人管理

法人管理とは、当調査の基礎となる対象法人

及び標本法人を、法人名簿の整備により管理する業務であり、本省、財務局及び財務事務所等の間で、電子計算機処理を含む法人管理システムにより行われている。

(1)法人名簿

当調査の目的の一つは、法人を対象とする各種統計調査のための基礎となる「法人名簿」を整備することである。その内容は①法人の名称、②本店所在地、③資本の額又は出資額の総額、④業種、⑤決算の時期となっている。

(2)法人名簿の整備

法人名簿は常時整備し、異動が確認された都度補正を行い、最新の状態で管理することとしており、そのため、年度当初に名簿記載事項の照会を行い、さらに標本法人については調査時の最新の情報による補正を行っている。

資料 法人企業統計調査の変遷と概要

表1 法人企業統

制度及び共通事項	<p>○49/2 大臣官房調査部が調査を開始</p> <p>○49/6 財務局発足</p> <p>○52/5 統計報告調整法に基づく承認統計となる</p> <p>○52/8 理財局経済課へ移管</p> <p>○61/6 証券局発足、証券局企業財務課へ移管</p> <p>○64/ 第一回ブロック会議開催(松山)</p> <p>○67/7 証券局企業財務第一課へ移管</p> <p>○67/8 集計業務に電算機導入</p> <p>○69/5 統計審へ「企業統計の整備について」諮問</p> <p>○70/6 指定統計(一一〇号)に指定(71年度分から適用)</p> <p>○70/6 法人企業統計調査規則を制定(省令四八号)</p> <p>○72/5 証券局資本市場課へ移管</p> <p>○73/5 統計審へ「法人企業統計調査の改正について」諮問</p> <p>○74/4 本土復帰に伴い沖縄県分を組み入れ(49年度より)</p> <p>○74/1 製造業、サービス業の業種を細分化</p> <p>○75/1 法人管理システム全面改正</p> <p>○75/4 年次別・四半期別調査の業種の細分化・統一化</p> <p>○75/4 記入要領及び記入例の作成</p>	<p>○49/2 調査開始「48年調査」(全産業対象、年末仮決算計数)</p> <p>○50/2 「49年調査」(鉱業、建設業、製造業、卸売・小売業対象)</p> <p>○51/4 「50年調査」(金融・保険業を除く営利法人対象、12月中の決算計数)</p> <p>○61/3 調査時点変更(60年度より暦年→年度)</p> <p>○66/1 65年度調査より分割掲載を取りやめ「年報」として発刊</p> <p>○75/4 期首計数調査開始(75年度より)</p> <p>○75/10 調査票提出期限変更(上期12月20日→1月10日、下期6月20日→7月10日)</p> <p>○76/6 法人企業統計年報集覧(以下、年報集覧)を発行(60年度収録)</p>	<p>○50/3 調査開始(50年1～3月、金融・保険業を除く営利法人)</p> <p>○51/3 〇万円以上 対象法人の切り上げ(51年1～3月より資本金二〇万円以上)</p> <p>○73/6 調査項目に「有価証券」を追加(73年4～6月より)</p> <p>〇〇〇万円以上 対象法人の切り上げ(73年4～6月より資本金一、</p>
----------	--	--	--

資料 法人企業統計調査の変遷と概要

計調査主要年表

○ 81/4	南・北九州財務局が廃止され、九州財務局及び福岡財務支局発足				
○ 83/2	財務諸表等の規則改正に伴う調査項目等の改正	○ 83/1	財政金融統計月報での公表を1か月繰り上げ	○ 77/3	法人企業統計季報集覧(以下、季報集覧)を発行(55年4～6月から76年1～3月収録)
○ 83/2	財務諸表等の規則改正に伴う調査項目等の改正	○ 86/5	年報集覧を発行(75～84年度収録)	○ 77/1	季報要覧を作成(76年度分より)
○ 84/1	財務部を財務事務所に改組	○ 86/7	日本たばこ産業、N T T調査対象となる(85年度より)	○ 83/2	調査項目に「受取利息等」を追加(83年4～6月より)
○ 90/7	財政金融研究所調査統計部調査統計課へ移管	○ 89/7	J R関連各社調査対象となる(88年度より)	○ 85/4	日本たばこ産業、N T T調査対象となる(85年4～6月より)
○ 96/3	商法等の一部を改正する法律に伴う資本金階層区分の変更	○ 90/1	消費税の経理処理方法の調査開始(89年度上期より)	○ 86/5	季報集覧を発行(75年4～6月から85年1～3月収録)
		○ 96/4	資本金階層区分の変更(96年度調査より7区分→9区分)	○ 88/4	J R関連各社調査対象となる(88年4～6月より)
		○ 96/9	インターネット上での情報提供開始(7年度より)	○ 89/4	消費税の経理処理方法の調査開始(89年4～6月より)
○ 97/12	独占禁止法の改正施行により、持株会社が解禁	○ 98/3	年報集覧を発行(85～95年度収録)	○ 96/4	資本金階層区分の変更(94年4～6月より4区分→5区分)
				○ 96/5	インターネット上での情報提供開始(93年10～12月より)
○ 99/4	会計基準の変更(税効果会計導入等)			○ 97/12	財務局管内主要企業の動向についての資料を公表
○ 00/1・7	況調査の実施(99年度)			○ 98/3	季報集覧を発行(85年4～6月から96年1～3月収録)(95年7～9月より)
○ 00/7	財務総合政策研究所と名称変更				
○ 00/1・7	況調査の実施(00年度)			○ 01/11	額を記入(01年7～9月より)
○ 01/7	財務局総務部経済調査課へ移管			○ 02/3	売上高、経常利益、設備投資の季節調整を実施(01年10～12月より)
○ 01/9	フトウェア取得額把握				
○ 01/9	公表予定日の事前公表を実施	○ 02/1	「無形固定資産」を「ソフトウェア」に分割		
○ 02/3・7	況調査の実施(01年度)				

資料 法人企業統計調査の変遷と概要

表2 年次別調査調査対象業種分類の変遷

1948年度	1949年度	1950年度	1951年度	1953年度	1957年度	1959年度	1960年度	1961年度	1975年度	1994年度	業種番号			
農業	×	農業	⇒	⇒	⇒	農林業	農林業	農林業	農業	⇒	01	農林水産業		
林業	×	林業・狩猟業	⇒	⇒	⇒				農林業	農林業	林業		業	06
水産業	×	漁業・水産養殖業	漁業・水産養殖業	漁業・水産養殖業	漁業・水産養殖業	漁業・水産養殖業	農林漁業	漁業	漁業・水産養殖業	漁業	08			
鉱業	⇒	⇒	⇒	鉱業(除石炭) 石炭鉱業	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	10			
建設業	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	15			
食料品	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	食料品製造業	18			
紡織	⇒	⇒	⇒	紡織(除紡績) 紡績	⇒	織維	⇒	⇒	⇒	織維工業	20			
化学	⇒	⇒	⇒	化学(除肥料) 肥料	⇒	化学	⇒	⇒	⇒	化学工業	26			
金属	第一次金属	⇒	⇒	第一次金属(除鉄鋼) 鉄鋼	非鉄金属	⇒	⇒	⇒	⇒	非鉄金属製造業 鉄鋼業	32 31	製		
	金属製品	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	金属製品製造業	33			
機械	機械	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	一般機械	34	業		
	電気機械	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	電気機械器具製造業	35			
その他の工業	その他の製造業	その他の製造業	紙及び類似品	⇒	パルプ・紙	⇒	⇒	⇒	⇒	パルプ・紙・紙加工品製造業	24	造		
			ガラス・土石製品	⇒	窯業・土石	⇒	⇒	⇒	⇒	窯業・土石製品製造業	30			
			輸送用機械	⇒	輸送用機械	⇒	⇒	⇒	⇒	輸送用機械器具製造業	36			
			船舶	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	船舶製造・修理業	38			
			その他の製造業	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		衣服・その他の繊維製品製造業	21
				⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		木材・木製品製造業	22
				⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		出版・印刷・同関連産業	25
				⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		石油製品・石炭製品製造業	27
				⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		精密機械器具製造業	37
			⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		その他の製造業	39
卸売業	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	40				
小売業	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	49				
その他の商業	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
×	×	不動産業	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	59			
ガス・電気・水道業	×	運輸・通信・その他の公益	⇒	電気業	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	70	運輸・通信業		
運輸・通信業	×			ガス業	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	ガス・熱供給・水道業		71	
				水運業	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		64	
				その他の運輸・通信・公益	⇒	運輸・通信業	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		61	
				⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		69	
放送業	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	81					
サービス業	×	サービス業	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	事業所サービス業	⇒	74	サービス業		
									旅館・その他の宿泊所	⇒	75			
									個人サービス業	⇒	76			
									映画・娯楽業	⇒	79			
									その他のサービス業	⇒	89			
金融業	×													
自由業	×													

資料 法人企業統計調査の変遷と概要

表3-2 年次別調査項目の変遷—損益，利益処分

(損益)

1948年	1949年	1950年	1951年	1952年	1954年	1959年	1960年	1963年	1968年	1975年	1983年	項目番号
営業収入	営業収入	営業収入	営業収入	営業収入	営業収入	営業収入	売上高	売上高	売上高	売上高	売上高	44
うち輸出 関係収入	×(廃止)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	うち主業収入	うち主業収入	うち主業収入	×(廃止)	×	×	×	×	×	×	×
×	価格差補給金	補助金	補助金	×(廃止)	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	売上原価	売上原価	売上原価	売上原価	売上原価	45
×	当期営業 経費	当期営業 経費	当期営業 経費	当期営業 経費	当期営業 経費	当期営業 経費	当期営業 経費	一般管理費 及び販売費	一般管理費 及び販売費	一般管理費 及び販売費	一般管理費 及び販売費	46
×	当期棚卸 資産購入高											
×	期首棚卸 資産在庫高	棚卸資産 使用高	棚卸資産 使用高	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	期末棚卸 資産在庫高											
×	×	固定資産 振替高	固定資産 振替高	固定資産 振替高	固定資産 振替高	固定資産 振替高	(費用項目へ)	×	×	×	×	×
×	当期営業損益	当期営業損益	当期営業損益	当期営業損益	当期営業損益	当期営業損益	当期営業損益	当期営業損益	当期営業損益	営業利益	営業利益	47
×	営業外収入	営業外収入	営業外収入	営業外収入	営業外収入	営業外収入	営業外収入	営業外収入	営業外収入	営業外収入	営業外収入	48
×	うち受取 配当金	×(廃止)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	支払利子 割引料	支払利子 割引料	支払利子 割引料	支払利子 割引料	支払利子 割引料	支払利子 割引料	支払利子 割引料	支払利子 割引料	支払利子 割引料	営業外費用	営業外費用	49
×	その他の 営業外経費	その他の 営業外経費	その他の 営業外経費	その他の 営業外経費	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	貸倒損失	貸倒損失	×	×	×	×	×	×	×	×	×
純損益	当期純損益	当期純損益	当期純損益	当期純損益	当期純損益	当期純損益	当期純損益	当期純損益	当期純損益	経常利益	経常利益	50
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	特別利益	特別利益	51
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	特別損失	特別損失	52
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	特定引当 金繰入・ 戻入差額	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	税引前 当期利益	税引前 当期純利益	53
×	×	×	法人税	法人税	法人税	法人税	法人税	法人税等 引当額	法人税等 引当額	税金引当額	法人税及 び住民税	54
×	×	×	×	×	×	×	×	法人税等 引当後当 期純損益	法人税等 引当後当 期純損益	当期利益	当期純利益	55
×	×	×	×	×	×	×	×	×	繰越利益 剰余金 増加高	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	繰越利益 剰余金 減少高	×	×	×
×	×	×	前期繰 越損益	繰越剰 余金又 は欠損 金	繰越剰 余金又 は欠損 金	繰越剰 余金又 は欠損 金	繰越剰 余金又 は欠損 金	繰越剰 余金又 は欠損 金	当期未 処分利 益剰 余金	当期未 処分利 益剰 余金	×	×
×	×	×	積立金 戻入	諸取崩 高又は 繰入額	×	×						
×	×	×	積立金 戻入	諸取崩 高又は 繰入額	×	×						

(利益処分)

1948年	1949年	1950年	1951年	1952年	1954年	1959年	1960年	1963年	1968年	1975年	1983年	項目番号
×	役員賞与	役員賞与	役員賞与	役員賞与	役員賞与	役員賞与	役員賞与	役員賞与	役員賞与	役員賞与	役員賞与	56
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	中間配当額	中間配当額	57
配当額	配当金	配当金	株主配当金	株主配当金	株主配当金	株主配当金	配当金	配当金	配当金	配当金	配当金	58
×	積立金	諸積立金	諸積立金	任意積立 金	任意積立 金	任意積立 金	任意積立 金	(資本の部へ)	×	×	×	×
×	×	×	×	利益準備 金	利益準備 金	利益準備 金	利益準備 金	(資本の部へ)	×	×	×	×
×	法人税	法人税	法人税引当 金	納税準備 金	納税準備 金	納税準備 金	納税準備 金	(損益へ)	×	×	×	×
×	×	×	後期繰 越利益	次期繰 越利益 剰余金 又は欠 損金	次期繰 越利益 剰余金 又は欠 損金	次期繰 越利益 剰余金 又は欠 損金	次期繰 越利益 剰余金 又は欠 損金	差引社内 留保又は 欠損金	差引社内 留保又は 欠損金	×	×	×

資料 法人企業統計調査の変遷と概要

表3-3 年次別調査調査項目の変遷—減価償却、費用、役員・従業員数
(減価償却、費用、役員・従業員数)

1948年	1949年	1950年	1953年	1954年	1960年	1975年	1983年	項目番号	
×	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費	減価償却費	59	
×	×	×	×	×	特別減価償却費	特別減価償却費	特別減価償却費	60	
×	給与 (うち役員給与)	役員給料手当	役員給料手当	役員給料手当	役員給料手当	役員給与	役員給与	61	
		うち常勤役員給料手当	(廃止)	×	×	×	×	×	
		従業員給料手当福利費	従業員給料手当福利費	従業員給料手当福利費	従業員給料手当福利費	従業員給与	従業員給与	62	
		うち常用者給料手当	(廃止)	×	×	×	×	×	
	×	×	×	×	原材料費	(廃止)	×	×	
	修繕費	修繕費	修繕費	修繕費	修繕費	(廃止)	×	×	
	租税公課	租税公課	租税公課	租税公課	租税公課	租税公課	租税公課	66	
	うち価格差益納付金	(廃止)	×	×	×	×	×	×	
	その他の営業経費	その他の営業経費	その他の営業経費	その他の営業経費	(廃止)	×	×	×	
	うち不動産賃借料	動産・不動産賃借料	動産・不動産賃借料	動産・不動産賃借料	動産・不動産賃借料	動産・不動産賃借料	動産・不動産賃借料	65	
	×	×	×	×	(損益より)固定資産振替高	(廃止)	×	×	
					×	(損益より)支払利息・割引料	支払利息・割引料	64	
	役員数	役員数	役員数	役員数	役員数	役員数	役員数	役員数	67
		うち常勤者数	(廃止)	×	×	×	×	×	×
労働者数	従業員数	従業員数	従業員数	従業員数	従業員数	従業員数	従業員数	68	
	うち常用者数	(廃止)	×	×	×	×	×	×	

資料 法人企業統計調査の変遷と概要

表4 資本金階層別区分及び標本数

資 本 金 階 層	年 次 別 調 査	四 半 期 別 調 査
2百万円未満	約2千社	—
2百万円以上 3百万円未満	約1千社	—
3百万円以上 5百万円未満	約2千社	—
5百万円以上 1千万円未満	約2千社	—
1千万円以上 2千万円未満	約4千社	約4千社
2千万円以上 5千万円未満	約4千社	約4千社
5千万円以上 1億円未満	約2千社	約2千社
1億円以上 10億円未満	確率比例抽出	確率比例抽出
10億円以上	全数抽出	全数抽出

注) 四半期別調査は資本金1千万円以上の階層のみ

表5 年次別調査標本抽出の変遷

資本金区分	1948年	1949年	資本金区分	1950年	1952年	資本金区分	1953年	資本金区分	1954年	1957年	資本金区分	1959年		
1,000万円以上	全数	全数	1,000万円以上	全数	全数	1,000万円以上	全数	5,000万円以上	全数	全数	1億円以上	全数		
								5,000万円～1億円			5,000万円～1億円		1/2	
1,000万円未満	10,000社	1/30	500万円～1,000万円	1/10	1/10	500万円～1,000万円	1/10	500万円～1,000万円	1/5	1/10	500万円～1,000万円	1/10		
			200万円～500万円	1/20	1/20	200万円～500万円	1/20	200万円～500万円	1/10	1/50	200万円～500万円	1/50		
			200万円未満	1/60	1/100	100万円～200万円	1/100	100万円～200万円	1/100	100万円～200万円	1/150	1/200	100万円～200万円	1/200
						100万円未満	1/200	100万円未満	1/200	100万円未満	1/300	100万円未満	1/200	100万円未満

資本金区分	1961年	1963年	1968年	資本金区分	1975年	資本金区分	1983年	資本金区分	1996年
1億円以上	全数	全数	全数	10億円以上	全数	10億円以上	全数	10億円以上	全数
5,000万円～1億円	1/2	1/2	1/2	1億円～10億円	確率比例抽出(注1)	1億円～10億円	7,000社(注2)	1億円～10億円	確率比例抽出(注3)
1,000万円～5,000万円	1/5	1/5	1/10	5,000万円～1億円	1/5	5,000万円～1億円	2,000社	5,000万円～1億円	2,000社
500万円～1,000万円	1/10	1/10	1/10	1,000万円～5,000万円	1/15	2,000万円～5,000万円	4,000社	2,000万円～5,000万円	4,000社
						1,000万円～2,000万円	3,000社	1,000万円～2,000万円	4,000社
200万円～500万円	1/30	1/25	卸売1/25, その他1/50	200万円～500万円	1/100	200万円～500万円	2,000社	300万円～500万円	2,000社
								200万円～300万円	1,000社
200万円未満	1/100	1/100	卸売1/50, その他1/100	200万円未満	1/300	200万円未満	2,000社	200万円未満	2,000社

(注1) 資本金単位4億円により規模比例確率抽出(法人の資本金を順次集計し、累積資本金が4億円に達する毎に1社抽出する方法)を行う。したがって資本金4億円以上の法人は全数抽出されることになる。

(注2) 資本金5億円以上は全数抽出。

(注3) 資本金6億円以上は全数抽出。

表6 法人企業統計調査の概要

1. 法人企業統計調査の要約

	沿 革	対 象 法 人	調 査 項 目	調 査 方 法	調査周期及び実施時期	公 表
年次別調査 (年報)	1948年開始 1950年より歴年(1月～12月)の決算計数の調査 1959年より年度(4月～3月)の決算計数の調査	金融・保険業を除くすべての営利法人 2002年度の法人数 約263万社	法人の名称その他法人に関する一般的事項、業種別売上高、資産・負債及び資本、損益、利益処分、減価償却費、費用、役員・従業員数	1. 標本調査 標本数 約3.6万社 2. 財務局等を通じての郵送調査 3. 自計記入	決算期が4月～9月の法人は1月に調査(上期調査) 決算期が10月～3月の法人は7月に調査(下期調査)	新聞発表 9月上旬 財政金融統計月報 8月号
四半期別調査 (季報)	1950年開始 1951年より資本金200万円以上の法人の仮決算計数の調査 1973年より資本金1,000万円以上の法人の仮決算計数の調査	金融・保険業を除く資本金1,000万円以上の営利法人 2002年度の法人数 約121万社	法人の名称その他法人に関する一般的事項、業種別売上高、資産・負債及び資本、固定資産増減、減価償却費、投資その他の資産、損益、人件費	1. 標本調査 標本数 約2.8万社 2. 財務局等を通じての郵送調査 3. 自計記入	4～6月、7～9月、10～12月及び1～3月の仮決算計数を8月、11月、2月、5月に調査	新聞発表 9月、12月、3月、6月の下旬 法人企業統計季報 9月、12月、3月、6月の下旬

(注) 財務局等：財務局，福岡財務支局，財務事務所，小樽出張所，北見出張所及び沖縄総合事務局。

2. 調査の実施及び日程

	業 務 内 容	業務の名称	区 分	年次別調査	四 半 期 別 調 査
本 省	母集団の確定及び標本法 人の確定 法人名簿作成 調査対象法人リスト作成 財務局等への調査実施依頼	標本抽出 ・ 法人管理	法人名簿の送付	低階層法人名簿 管理法人名簿	5月下旬
			本省から財務局 等への調査票送 付	上期分11月上旬 下期分5月上旬	年度分一括 6月中旬
財務局等	調査票等の法人への発送 未提出法人に対する督促 回収調査票の審査，照会 審査済調査票の本省への 送付 各種報告書の本省への送付	年次別調査 及び 四半期別調査	財務局等から法 人への調査票送 付	上期分12月上旬 下期分6月上旬	4～6月期分 7～9月期分 10～12月期分 1～3月期分 7月中旬 10月中旬 1月中旬 4月中旬
			法人から財務局 等への提出期限	上期分1月10日 下期分7月10日	4～6月期分 7～9月期分 10～12月期分 1～3月期分 8月10日 11月10日 2月10日 5月10日
本 省	回収調査票の審査照会 調査票等の機械処理 結果表作成 公表		財務局等から本 省への調査票及 び各種報告書の 提出期限	上期分1月下旬 下期分7月下旬	4～6月期分 7～9月期分 10～12月期分 1～3月期分 8月下旬 11月下旬 2月下旬 5月下旬